

**機械設備の安全化に係る  
リスクアセスメントデータ集**

**Ⅲ**

**－メーカー・ユーザーの取り組み－**

平成19年3月

厚生労働省  
中央労働災害防止協会

## まえがき

平成18年4月1日に施行された改正労働安全衛生法第28条の2では、事業者には、リスクアセスメントの実施と、その結果に基づくリスク低減措置の実施が努力義務化された。さらに、同条に基づいて平成18年3月10日に厚生労働省から公表された「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」においては、「機械の包括的な安全基準に関する指針」（以下「機械包括指針」という。）が機械設備安全についての詳細指針という位置付けがされたところである。

わが国の産業界においては、このような法的な動きもあって、機械包括指針に沿ってリスクアセスメントを実施し、その結果に基づいた適切な安全方策を実施することにより、機械安全を実現しようとする事業場が増えてきつつある。

本書「機械設備の安全化に係るリスクアセスメントデータ集Ⅲ」は、昨年度、一昨年度作成した同データ集（Ⅰ）（Ⅱ）に引き続き、このような機械設備の安全対策推進の流れに基づき、機械メーカーが機械設備を設計製造する際、また機械ユーザーが機械設備の新規導入時等に機械包括指針に基づくリスクアセスメントを実施しようとする際の参考となる資料として、厚生労働省からの委託により中央労働災害防止協会が作成したものである。本書は、機械設備のリスクアセスメントを進める手法の解説と機械の種類ごとの実際の適用事例（9事例）により構成されている。

本データ集が、機械のメーカー・ユーザーを問わず、機械設備のリスクアセスメントを実施する際の手引として役立つことを望んでいる。

平成19年3月

中央労働災害防止協会  
技術支援部長 中村 富也